

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月14日

【中間会計期間】 第28期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

【会社名】 株式会社ガイアックス

【英訳名】 Gaiax Co.Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 上田 祐司

【本店の所在の場所】 東京都千代田区平河町二丁目5番3号

【電話番号】 03 - 5759 - 0300(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 野澤 直人

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区平河町二丁目5番3号

【電話番号】 03 - 5759 - 0378(直通)

【事務連絡者氏名】 執行役 野澤 直人

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第27期 中間連結会計期間	第28期 中間連結会計期間	第27期
会計期間	自 2024年1月1日 至 2024年6月30日	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
売上高 (千円)	1,385,125	1,831,545	3,370,449
経常利益又は経常損失() (千円)	50,481	139,568	364,825
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益又は 親会社株主に帰属する 中間純損失() (千円)	44,959	90,976	286,216
中間包括利益又は包括利益 (千円)	81,097	26,659	222,603
純資産額 (千円)	1,216,316	1,266,012	1,264,522
総資産額 (千円)	2,064,494	2,302,503	2,340,265
1株当たり中間(当期)純利益 又は1株当たり中間純損失() (円)	8.81	17.83	56.09
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	58.5	54.6	53.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	50,518	257,091	390,884
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	130,608	46,080	195,748
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	66,041	107,843	24,694
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	624,143	959,420	856,252

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第27期中間連結会計期間における潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。

3. 第28期中間連結会計期間及び第27期における潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、個人消費において消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されております。しかしながら、先行きについては、米国の通商政策の動向、中東地域の地政学的リスクの増大が懸念されていることや、国内の物価上昇の継続がさらなる消費者マインドの下振れにつながる可能性の影響に注意する必要があります。当社グループを取り巻く事業環境におきましては、SNS活用をはじめとするデジタルマーケティング市場は、顧客企業によるDX（デジタルトランスフォーメーション）への旺盛な投資を背景に堅調となっており、今後も安定的な成長が予想されます。また、「スタートアップ育成5か年計画」による当社の起業支援「スタートアップスタジオ」の取り組みへの強い追い風が継続しております。

web3/DAO分野では、「デジタル田園都市国家構想」等の政策が継続して推進される中、「地方創生2.0」の実現に向けた取組として、「関係人口」に着目し、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録できる「ふるさと住民登録制度」の創設を検討するなど、DAOを活用した地方創生のさらなる展開が期待されております。そのような中、当社支援の下で群馬県庁主導の地方創生DAO「ぐんま山育DAO」が開始され資金調達が進むなど、DAOの社会実装に向けた事例も増えてきております。

このような背景のもと、当社は、ソーシャルメディアサービス事業、web3（DAO・自律分散型組織）のノウハウを活かし、引き続き成長が期待される様々なサービスの開発や起業・事業支援をするとともに、ビジネス領域の更なる拡充と優位性の確保に努めてまいりました。

当中間連結会計期間の売上高は、ソーシャルメディアサービス事業においては、顧客企業から安定的な受注が継続し、引き続き堅調に推移いたしました。インキュベーション事業においては、自治体からのスタートアップ支援業務の大型受注が完了し、売上が大幅に増加いたしました。

この結果、売上高は1,831,545千円（前年同期比32.2%増）、営業利益は113,983千円（前年同期72,080千円の損失）、経常利益は139,568千円（前年同期50,481千円の損失）、親会社株主に帰属する中間純利益は90,976千円（前年同期44,959千円の損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(ソーシャルメディアサービス事業)

ソーシャルメディアサービス事業は、企業のSNSやコミュニティに関わるマーケティングを戦略から運用まで一貫して総合的に支援を行う事業です。Facebook、X、Instagram、TikTok、LINE公式の運用から、35万人超の登録クリエイターを活かしたマーケティング支援、ストックフォトサービスを提供しています。また、Webマーケティング領域の支援として、Webサイト及びシステム、AWSインフラの構築・運用を行っています。近年は、急速に普及するショートドラマを受託制作するとともに、独自のIPを育成・拡大にも取り組んでいます。

当中間連結会計期間においては、引き続きSNSマーケティングが堅調であり、大型キャンペーンの受注やアップセルが功をなし、売上高は増加したものの、利益面においては、新規サービスとして注力しているショートドラマの制作費等の投資が先行し、大幅に利益を押し下げました。

この結果、売上高は1,185,689千円（前年同期比15.0%増）、セグメント利益は87,228千円（前年同期比29.5%減）となりました。

(インキュベーション事業)

インキュベーション事業は、投資先企業の株式を保有し、事業育成・成長支援などのハンズオン支援を行う「グループ外インキュベーション」と、「グループ内インキュベーション」で構成されております。グループ内インキュベーションにおきましては、これまでの社外投資実績を活かし、地方自治体等の外部団体に起業家教育やアクセラレーションを受託しております。これらのほか、自律分散型組織「DAO」構築支援、体験シェアサービス「aini」、海外在住の日本人が案内する「LOCOTABI」を提供しております。

当中間連結会計期間においては、前連結会計年度中に受託していた複数の自治体案件の納品完了や保有している営業投資有価証券の一部の売却により、売上高が大きく増加いたしました。また、利益面においてもこれらの売上高増加要因により、利益が改善され大幅に増益となりました。

この結果、売上高は649,777千円(前年同期比82.7%増)、セグメント利益は214,326千円(前年同期1,606千円の損失)となりました。

(2) 財政状態に関する説明

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて2.2%減少し、2,126,154千円となりました。これは主に受取手形及び売掛金118,556千円、営業投資有価証券が164,926千円減少したこと、現金及び預金が103,168千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて5.4%増加し、176,348千円となりました。これは主にソフトウェア仮勘定が8,371千円、その他に含まれる貸倒懸念債権が11,904千円増加したこと、のれんが6,100千円、長期貸付金が17,617千円、貸倒引当金が8,937千円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1.6%減少し、2,302,503千円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて2.7%増加し、744,584千円となりました。これは未払法人税等が42,617千円、前受金が48,146千円増加したこと、短期借入金が49,998千円、支払手形及び買掛金26,645千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて16.8%減少し、291,905千円となりました。これは主に長期借入金30,804千円、繰延税金負債が28,185千円減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて3.6%減少し、1,036,490千円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて0.1%増加し、1,266,012千円となりました。これは主に親会社株主に帰属する当期純利益90,976千円が増加したこと、有価証券評価差額金が64,317千円、配当により資本剰余金が25,513千円減少したことによるものであります。

なお、2025年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年6月1日付で減資の効力が発生し、資本金を90,000千円、資本準備金を25,000千円減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金295,604千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行いました。これらの資本金及び資本準備金の額の減少並びに欠損填補は貸借対照表の純資産の部における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更はありません。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前連結会計年度末に比べ103,168千円増加し、959,420千円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果増加した資金は、257,091千円(前年同期は50,518千円の収入)となりました。この主な増加要因は、税金等調整前当期純利益140,054千円、売上債権の減少額106,651千円、営業投資有価証券の減少額72,423千円、前受金の増加額48,146千円であり、主な減少要因は、前払費用の増加額38,088千円、仕入債務の減少額26,645千円、棚卸資産の増加額21,582千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果減少した資金は、46,080千円(前年同期は130,608千円の支出)となりました。この主な増加要因は、貸付金の回収による収入24,547千円であり、主な減少要因は、有形固定資産の取得による支出6,741千円、無形固定資産の取得による支出8,371千円、貸付けによる支出54,430千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果減少した資金は、107,843千円(前年同期は66,041千円の収入)となりました。この主な増加要因は、新株予約権の発行による収入229千円であり、この主な減少要因は短期借入金の純増減額49,998千円、長期借入金の返済による支出32,274千円、配当金の支払額25,800千円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	11,607,800
計	11,607,800

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,337,452	5,337,452	名古屋証券取引所 ネクスト	(注) 1、2、3
計	5,337,452	5,337,452		

- (注) 1 完全議決権株式であり、権利の内容に何ら限定のない当社おける標準的な株式であります。
2 単元株式数は、100株であります。
3 「提出日現在発行数」欄には2025年8月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

1. 第23回新株予約権

決議年月日	2025年6月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 8 当社従業員 91 子会社役員 3 子会社従業員 23
新株予約権の数(個)	1,045(注) 1
新株予約権の目的となる 株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 104,500(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	512(注) 2
新株予約権の行使期間	自 2027年6月27日 至 2032年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 138円(注) 3 資本組入額 325円
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的 とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	

新株予約権の発行時(2025年6月26日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類及び数本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、当社が、下記 2. の行使価額調整式に従って行使価額の調整を行う場合には、付与株式数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。また、下記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、行使価額調整式に基づき調整される前の行使価額及び当該調整後の行使価額とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \frac{\text{調整前付与株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式交換または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整が必要となる場合には、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転される株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における名古屋証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日における名古屋証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、次の(1)または(2)に掲げる事由が生ずる場合には、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。なお、行使価額調整式の「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(1) 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合、及び、直前の株式発行時における1株当たりの払込価額を下回る払込価額にて第三者割当による新株の発行または自己株式の処分を行う場合を除く。)この場合において、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式の「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

(2) 当社が時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、または時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行または付与する場合(無償割当てによる場合を含む。)。ただし、第三者割当により、直前の株式発行時における1株当たりの払込価格を下回る払込金額をもって、当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行または付与する場合は除く。この場合における行使価額調整式の調整後行使価額は、新たに発行または付与された株式または新株予約権について、当初の条件で全ての取得請求権若しくは新株予約権が行使されまたは全ての取得条項が当初の条件で発動されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日とする。)以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、当該基準日の翌日以降これを適用する。行使価額調整式で使用する1株当たりの払込金額は、当該取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権の取得価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の払込金額が無償でない場合には、行使価額に当該払込金額を加算した額)を基準に決定されるものとする。また、同一の株式または新株予約権が複数の調整事由に該当する場合には、1株当たりの払込金額がもっとも小さくなる事由に該当するものとして調整を行うものとする。

更に、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または会社交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3.(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.(1) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、執行役または使用人であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会の委任を受けた当社執行役が認めた場合は、この限りではない。

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。

5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注 1 に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注 2 . で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記注 3 に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記注 4 に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更若しくは普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、または当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
新株予約権者が権利行使をする前に、注 4 . に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

2. 第24回新株予約権

決議年月日	2025年6月6日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員5
新株予約権の数(個)	2,295(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 229,500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	514(注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年6月24日 至 2035年6月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1円(注)3 資本組入額 258円
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
金銭以外の財産を新株予約権の行使の際に出資の目的とする場合には、その旨並びに当該財産の内容及び価額	-

新株予約権の発行時(2025年6月24日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により発行または移転される株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金514円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3.(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

4.(1) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間(当日を含む21取引日)の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格である257円(ただし、上記注2より行使価額の調整が行われた場合には、同様の調整を行うものとする。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合

当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合

その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

(2) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(3) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記注1に準じて決定する。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記注2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

上記に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める行使期間の末日までとする。

（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記注3に準じて決定する。

（7）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（8）その他新株予約権の行使の条件

上記注4に準じて決定する。

（9）新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画、当社の普通株式に全部取得条項を付する定款変更もしくは普通株式に付された全部取得条項に基づく全部取得、または当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年6月1日	-	5,337,452	90,000	10,000	25,000	-

(注) 2025年3月28日開催の第27回定時株主総会の決議に基づき、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えております。(資本金減資割合90%、資本準備金減資割合100%)また、その他資本剰余金のうち一部を繰越利益剰余金に充当し欠損填補を行っております。

(5) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
上田 祐司	神奈川県三浦郡葉山町	534,372	10.47
小方 麻貴	東京都品川区	150,300	2.94
小高 奈皇光	東京都品川区	126,550	2.48
三和システム株式会社	茨城県ひたちなか市松戸町2丁目9番10号	103,000	2.02
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	99,300	1.94
秋成 和子	福岡県福岡市中央区	92,200	1.80
富澤 義雄	秋田県大館市	86,900	1.70
西野 恒五郎	東京都品川区	78,000	1.52
ガイアックス役員持株会	東京都千代田区平河町2丁目5番3号	63,100	1.23
株式会社エフアンドエム	大阪府吹田市江坂町1丁目23番38号	56,900	1.11
計		1,390,622	27.25

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 234,700		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,098,300	50,983	同上
単元未満株式	普通株式 4,452		
発行済株式総数	5,337,452		
総株主の議決権		50,983	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が2,600株(議決権26個)含まれております。

【自己株式等】

2025年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ガイアックス	東京都千代田区平河町二 丁目5番3号	234,700	-	234,700	4.40
計		234,700	-	234,700	4.40

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年1月1日から2025年6月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、UHY東京監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	906,252	1,009,420
受取手形及び売掛金	442,772	324,216
仕掛品	132,917	154,500
営業投資有価証券	641,656	476,729
その他	49,804	161,719
貸倒引当金	382	432
流動資産合計	2,173,021	2,126,154
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	8,187	7,736
工具、器具及び備品（純額）	10,093	15,053
土地	4,091	4,091
その他（純額）	0	0
有形固定資産合計	22,371	26,880
無形固定資産		
ソフトウェア	16,910	14,925
ソフトウェア仮勘定	-	8,371
のれん	39,650	33,550
無形固定資産合計	56,561	56,848
投資その他の資産		
敷金及び保証金	3,737	4,821
長期貸付金	136,856	119,238
その他	18,305	30,210
貸倒引当金	70,588	61,650
投資その他の資産合計	88,310	92,619
固定資産合計	167,243	176,348
資産合計	2,340,265	2,302,503

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当中間連結会計期間 (2025年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	115,561	88,916
短期借入金	91,667	41,669
1年内返済予定の長期借入金	63,258	61,788
未払金	136,522	123,830
未払費用	114,462	103,158
預り金	78,933	104,210
未払法人税等	51,781	94,399
前受金	27,099	75,246
その他	45,560	51,365
流動負債合計	724,847	744,584
固定負債		
長期借入金	221,795	190,991
繰延税金負債	129,100	100,914
固定負債合計	350,895	291,905
負債合計	1,075,742	1,036,490
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	10,000
資本剰余金	1,602,047	1,370,929
利益剰余金	725,338	338,757
自己株式	68,400	68,400
株主資本合計	908,307	973,770
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	348,479	284,161
その他の包括利益累計額合計	348,479	284,161
新株予約権	7,735	8,079
純資産合計	1,264,522	1,266,012
負債純資産合計	2,340,265	2,302,503

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
売上高	1,385,125	1,831,545
売上原価	591,029	776,488
売上総利益	794,096	1,055,056
販売費及び一般管理費	866,176	941,073
営業利益又は営業損失()	72,080	113,983
営業外収益		
受取利息	1,331	2,089
助成金収入	6,916	6,196
為替差益	6,359	-
貸倒引当金戻入額	-	14,844
ポイント失効益	9,039	-
キャッシュバック収入	3,099	3,359
その他	1,066	1,137
営業外収益合計	27,812	27,627
営業外費用		
支払利息	645	1,991
為替差損	-	33
チャージバック損失	5,567	-
その他	-	17
営業外費用合計	6,213	2,042
経常利益又は経常損失()	50,481	139,568
特別利益		
新株予約権戻入益	8,521	486
特別利益合計	8,521	486
特別損失		
固定資産除却損	199	-
投資有価証券評価損	600	-
特別損失合計	799	-
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	42,759	140,054
法人税、住民税及び事業税	2,007	49,077
法人税等合計	2,007	49,077
中間純利益又は中間純損失()	44,767	90,976
非支配株主に帰属する中間純利益	191	-
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()	44,959	90,976

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
中間純利益又は中間純損失()	44,767	90,976
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	36,330	64,317
その他の包括利益合計	36,330	64,317
中間包括利益	81,097	26,659
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	81,289	26,659
非支配株主に係る中間包括利益	191	-

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失()	42,759	140,054
減価償却費	4,534	5,465
のれん償却額	10,572	6,100
株式報酬費用	-	600
貸倒引当金の増減額(は減少)	10,962	8,887
受取利息及び受取配当金	1,331	2,089
支払利息	645	1,991
新株予約権戻入益	8,521	486
固定資産除却損	199	-
投資有価証券評価損益(は益)	600	-
売上債権の増減額(は増加)	31,945	106,651
棚卸資産の増減額(は増加)	24,292	21,582
営業投資有価証券の増減額(は増加)	22,542	72,423
前払費用の増減額(は増加)	32,131	38,088
未収入金の増減額(は増加)	403	295
仕入債務の増減額(は減少)	25,417	26,645
未払金の増減額(は減少)	16,325	13,940
未払費用の増減額(は減少)	5,732	11,304
預り金の増減額(は減少)	41,305	25,276
前受金の増減額(は減少)	18,219	48,146
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	9,701	-
その他	9,057	20,239
小計	51,171	263,743
利息及び配当金の受取額	441	1,754
利息の支払額	694	1,945
法人税等の支払額	3,113	6,460
法人税等の還付額	2,712	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	50,518	257,091
投資活動によるキャッシュ・フロー		
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 83,933	-
定期預金の払戻による収入	50,000	-
有形固定資産の取得による支出	992	6,741
無形固定資産の取得による支出	7,493	8,371
貸付けによる支出	95,000	54,430
貸付金の回収による収入	5,216	24,547
投資有価証券の償還による収入	1,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	1,084
敷金及び保証金の回収による収入	594	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	130,608	46,080

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	-	49,998
長期借入れによる収入	200,000	-
長期借入金の返済による支出	108,821	32,274
配当金の支払額	25,137	25,800
新株予約権の発行による収入	-	229
財務活動によるキャッシュ・フロー	66,041	107,843
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,353	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,694	103,168
現金及び現金同等物の期首残高	631,838	856,252
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 624,143	1 959,420

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
給与及び手当	358,427千円	379,737千円
貸倒引当金繰入額	10,962千円	5,957千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)
現金及び預金	624,143千円	1,009,420千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	- 千円	50,000千円
現金及び現金同等物	624,143千円	959,420千円

- 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前中間連結会計期間(自 2024年 1月 1日 至 2024年 6月30日)

前中間連結会計期間において、株式の取得により新たにMicolo株式会社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と株式取得のための支出との関係は次のとおりであります。

流動資産	8,236千円
のれん	89,443
流動負債	4,390
固定負債	3,103
非支配株主持分	185
株式の取得価額	90,000
現金及び現金同等物	6,066
差引：連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による支出	83,933

当中間連結会計期間(自 2025年 1月 1日 至 2025年 6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の減資
2024年2月16日 取締役会	普通株式	25,513	5.00	2023年12月31日	2024年3月14日	その他 資本剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の減資
2024年8月9日 取締役会	普通株式	255,137	50.00	2024年6月30日	2024年9月27日	その他 資本剰余金

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の減資
2025年2月14日 取締役会	普通株式	25,513	5.00	2024年12月31日	2025年3月31日	その他 資本剰余金

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2025年3月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、2025年6月1付けで減資の効力が発生し、資本金を90,000千円、資本準備金を25,000千円減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、その他資本剰余金295,604千円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。

この結果、当中間連結会計期間末において、資本金が10,000千円、資本準備金が0円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソーシャル メディアサー ビス事業	インキュベ ーション事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,030,854	354,271	1,385,125	-	1,385,125
外部顧客への売上高	1,030,854	354,271	1,385,125	-	1,385,125
セグメント間の内部売上高 又は振替高	174	1,460	1,634	1,634	-
計	1,031,028	355,731	1,386,759	1,634	1,385,125
セグメント利益又は損失()	123,775	1,606	122,168	194,249	72,080

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 194,249千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

Micolo株式会社の株式の一部を取得し子会社化したことに伴い、「ソーシャルメディアサービス事業」において、のれんが89,443千円増加しております。

当中間連結会計期間(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	中間連結 損益計算書 計上額 (注) 2
	ソーシャル メディアサー ビス事業	インキュベ ーション事業	計		
売上高					
顧客との契約から生じる収益	1,185,060	646,485	1,831,545	-	1,831,545
外部顧客への売上高	1,185,060	646,485	1,831,545	-	1,831,545
セグメント間の内部売上高 又は振替高	629	3,292	3,922	3,922	-
計	1,185,689	649,777	1,835,467	3,922	1,831,545
セグメント利益	87,228	214,326	301,555	187,571	113,983

(注) 1. セグメント利益の調整額 187,571千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2024年1月1日 至 2024年6月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年1月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失 ()	8円81銭	17円83銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	44,959	90,976
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失()(千円)	44,959	90,976
普通株式の期中平均株式数(株)	5,102,758	5,102,710
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第21回新株予約権については、2024年4月9日をもって権利行使期間満了により失効しております。	-

- (注)1. 前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。
2. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

2025年2月14日開催の取締役会において、2024年12月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議し、配当を行っております。

(イ)配当金の総額	25,513千円
(ロ)1株当たりの金額	5円00銭
(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日	2025年3月31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月14日

株式会社ガイアックス
取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 若槻 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ガイアックスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ガイアックス及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。

また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。